

平成27年第4回八千代町議会定例会会議録（第4号）

平成27年12月18日（金曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

| 議長（9番） | 大久保 武君 | 副議長（2番） | 国府田利明君 |
|--------|--------|---------|--------|
| 1番 | 増田 光利君 | 3番 | 大里 岳史君 |
| 4番 | 廣瀬 賢一君 | 5番 | 大久保弘子君 |
| 6番 | 上野 政男君 | 7番 | 中山 勝三君 |
| 8番 | 生井 和巳君 | 10番 | 水垣 正弘君 |
| 11番 | 小島 由久君 | 12番 | 宮本 直志君 |
| 13番 | 大久保敏夫君 | 14番 | 湯本 直君 |

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

| | | | |
|--------------------------|--------|--------------------------|--------|
| 町 長 | 大久保 司君 | 副 町 長 | 生井 光男君 |
| 教 育 長 | 高橋 昇君 | 会 計 管 理 者 | 上野 真一君 |
| 秘 書 課 長 | 谷中 聰君 | 総 務 課 長 | 鈴木 一男君 |
| 企画財政課長 | 青木 良夫君 | 税 務 課 長 | 野村 勇君 |
| 町 民 課 長 | 塚原 勝美君 | 福祉保健課長 | 相田 敏美君 |
| 生活環境課長 | 内山 博君 | 産業振興課長 | 青木 喜栄君 |
| 都市建設課長 | 生井 俊一君 | 上下水道課長 | 柴森 米光君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 秋葉三佐男君 | 教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 | 水書 正義君 |
| 公 民 館 長 兼 生 涯 学 習 課 長 | 青木 和男君 | 給食センター 所 長 | 鈴木 忠君 |
| 総 務 課 参 事 | 生井 好雄君 | 企 画 財 政 課 参 事 | 中村 弘君 |

議会事務局の出席者

| | | | |
|--------|------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 高野 実 | 補 佐 | 小林 由実 |
|--------|------|-----|-------|

主 任 田神 宏道

議長（大久保 武君） 引き続き、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。
ます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第4号）

平成27年12月18日（金）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

日程第2 休会の件

議長（大久保 武君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命じることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（大久保 武君） 日程第1、一般質問を行います。

きのうの会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、5番、大久保弘子議員の質問を許します。

5番、大久保弘子議員。

(5番 大久保弘子君登壇)

5番(大久保弘子君) ただいま議長より許可をいただきましたので、通告順に従って質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、1つ目に子どもの医療費、高校卒業までの完全無料化についてお尋ねいたします。地方創生先行型の子育て対策、子育て支援事業として、マル福事業に今年度は1,578万6,000円計上されております。5年計画で行われる地方創生先行型の予算ですが、若い世代の定住を喚起するためにも、安心して結婚し、出産、子育てができる子育て応援の拡充が大きな課題です。県内では、高校3年生までの子どもの医療費の無料化が進められており、県西では結城、常総、古河、筑西が既に実施しております。大子町では、高校3年生まで所得制限なし、入院外来の自己負担金なしで実施しております。少子化対策は、当町にとっても喫緊の課題です。6月議会では、検討していくとの執行部の答弁をいただいております。来年度の予算化は考えているのか、お聞きをいたします。

次に、2番目に水害の対策について質問させていただきます。9月10日の豪雨による対策にご苦労された職員の皆さん、消防団や地域の皆さんに心から感謝を申し上げます。さて、近年の気候変動による異常気象でさまざまな自然災害が発生しています。4年半余り前の東日本大震災、京都の観光地である鴨川の氾濫も記憶に新しく、そして今回の関東・東北豪雨による災害がありました。当町でも浸水、越水が各地域で起こり、水害の恐ろしさを実感しました。常総市では、市内の3分の1、南北に18キロ、東西に4キロ、面積にして40平方キロメートルと広い範囲が激甚災害をこうむり、その復旧復興はこれからという段階だと聞きました。当町でも常総市並みの水害が起こった場合、町の約半分は浸水すると推定できるのではないのでしょうか。災害はいつ起こるかわかりません。災害が発生した場合に、その被害を最小限に抑えるため、防災のまちづくりは喫緊の課題です。さまざまな対策がある中で、今回は特に水害に対する防災及び被災対策について質問をさせていただきます。

1つは、鬼怒川の堤防の整備です。鬼怒川全体の整備率は43%で、そのうち栃木県が62.5%、茨城県は17.4%です。下流の茨城は極端におくれています。国土交通省は、激甚災害特別措置法で今後5年間で強化すると述べましたが、決壊したところの5キロメートルだけです。河川改修予算を大幅に増額し、鬼怒川の堤防の全体整備に全力を挙げよう、町として国や県に求めるべきではないのでしょうか。町長にお聞きをいたします。

次に、災害被害の拡大を抑える防災のまちづくり、住民の安全を保障する監視、観測、情報伝達、消防や地域住民を中心とした地域の防災力の強化、全ての被災者を対象とした生活、なりわいの再建と自立を進める支援、この3つの観点から、1つはハザードマップについてですが、作成時点での想定であり、常総市の例を見れば想定外のことが起こっています。鬼怒川だけでなく、多くの支流でも越水、浸水が起こっています。それを想定した上での点検、対策が必要ではないでしょうか。今現在の各家庭に届いておりますハザードマップを見ると、白い部分が多くありますが、その白い部分、きょうハザードマップないですけれども、その部分さえも浸水のおそれがあるわけで、それを見直す必要もあるのではないかと思います。

2つ目には、治水についてです。鬼怒川の流域は上流が広く、漏斗状に狭くなっているという特徴があるということで、洪水の危険は全体として強化が必要だということです。また、鬼怒川本流を守るための流量管理だけでは住民の安全は守れません。水門を閉めたことで、浸水が一気に多くの河川の流域で増水し、浸水、越水が起こったことが今回わかりました。支流域に対しての対策強化が必要ですが、町の対策はどう考えているか、お聞きをいたします。

3つ目に、避難情報のあり方についてお伺いいたします。水位情報は、観測所のリアルタイムの情報だけでなく、情報を避難行動に結びつけるには、流域、上流域での降雨実況を含めた情報提供が不可欠ではないかと思われれます。情報伝達の方法として、現在防災無線屋外子局が設置されておりますが、今後の増設の計画は怎么样了か、お聞きいたします。防災無線ばかりでなく、個別受信ラジオが必要だとの声も多く寄せられています。取手市では実施しております。当町での実施の計画はあるのか、お聞きをいたします。

4つ目に、地域防災計画の見直しについてお伺いいたします。被害を最大限減らすための計画をするため、避難所、避難計画、第2次避難所などの見直しなどなど地域防災計画について行政区ごとに懇談会などを計画し、町民要望を受けとめるなど、町の防災計画書を見ますと、その詳細が書かれております。全体の見直しをするためにも、早急にこの計画を立て、実施すべきではないでしょうか。

次に、台風18号の豪雨による被災対策についてお伺いいたします。みんなで力を合わせれば、国の基準も変えられるというのが今回の常総市の教訓です。八千代町でも農作物に対する甚大な被害がありました。特に刈り取り前後の被災で、今後農業を続けてい

けるのかとの不安の声も多く寄せられました。農業用施設復旧費として、今回1億7,875万円の国の補助金が補正予算として、また町債9,100万円が組まれて、機場などの修復に使われる予定になっております。県からは、わずか182万5,000円の農業振興費のみで、町の独自予算は約55万円です。農作物の被害は、お聞きしましたら、約31億6,000万円ということです。昨日の他議員に対する答弁では、58軒の農家から被害報告があり、被災農業者向け支援補助金の申請は2名だったとのことでした。申請の周知はどのように行ったのか。また、今後予算の確保はされるのか、お聞きをいたします。

また、多くの米作農家は、7割程度の共済による補償があると聞きますが、保管米の被害はどのくらいだったのか。また、それに対する補償はあるのか、お聞きをいたします。

次に、町長にお聞きいたします。農水省は、来年の営農再開に向けて行う土づくりや種もみ、肥料、農薬の準備などの取り組みに要する経費について、必要な財源を確保した上で助成するとしていますが、町としても基幹産業を守るという立場から救済策は考えているのか、町長にお聞きいたします。

3番目の質問に移らせていただきます。町長の政治姿勢についてお伺いいたします。1つ目に、9月議会において町長のわいせつ行為に対する他議員の質問に対し、告訴事件後の2人の女性に対する行為について、テレビ等で報道された事実について、付録だとの発言があり、私はその発言は重大問題ではないかと問いました。その件について、町長は翌日の本会議の冒頭で発言を取り消すと述べられました。その取り消しの理由について何ら述べられていませんでしたので、その理由をお聞かせいただきたいと思いません。

2つ目に、県の迷惑防止条例違反で書類送検されたことが報道されました。附帯意見で相当処分ということですが、その経緯と今後について、議会で明らかにすべきではないかと思いますが、いかがですか。明確なご答弁をお願いいたします。

以上で一般質問1回目を終わります。

議長（大久保 武君） 町民課長。

（町民課長 塚原勝美君登壇）

町民課長（塚原勝美君） 5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

こども医療費について、高校卒業まで完全無料化についてのご質問でございます。マ

ル福単独事業対象拡大につきましては、本町といたしまして子育て支援の一つといたしまして、次世代を担う子どもたちを安心して育てられる環境づくりのため、県制度に加え町の単独事業として医療費助成の対象を平成25年10月に小学4年生から小学6年生までの入院外来を、平成26年10月から中学3年生までの外来までを対象年齢を拡大、自己負担金につきましては未就学児について、町の単独事業として平成17年4月から自己負担分の外来分を無料にいたして、制度等の充実を図ってまいりました。

平成27年第2回定例会での大久保議員さんからの一般質問におきまして、検討してまいりますと答弁いたしました。その後、検討を重ねてまいりましたが、現在の町の財政状況を考えますと、高校卒業までの完全無料化につきましてはこしばらくは難しいと考えております。

以上でございます。

（「課長が答弁やっているけれども、議員の中でも同名者の前における氏名を言う場合には、今回の場合、今言われた大久保議員と言われると、私も入るし、あなたも入るわけだから、フルネームで課長さん方に「大久保弘子議員さんの」というふうなフルネームで言うように指示しておいてください」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

1点目といたしまして、水害対策にかかわる災害予防計画についてでございますが、9月に発生いたしました関東・東北豪雨では断続的に大雨が降り続き、関東で初めてとなる大雨特別警報が発表されました。この豪雨がもたらした水害では、各地で堤防からの越水や漏水が発生し、下流の常総市三坂地区においては鬼怒川の堤防が決壊するという最悪の事態となりました。

ご質問の災害予防計画ですが、鬼怒川は国土交通省が管理を行う一級河川であります。実務上は、国土交通省関東地方整備局が管轄しておりますが、毎年下館河川事務所と合同で実施される鬼怒川・小貝川重要水防箇所合同巡視による危険箇所の把握や、つくば市、八千代町、つくばみらい市、下妻市、常総市で構成する鬼怒・小貝流域水防連合体による水防訓練等の実施による水害への災害対応などを実施しております。このたびの

豪雨災害においても、この訓練が生かされ、町消防団や八千代消防分署による消防工法の施工により、漏水や越水等による被害の拡大を最小限に防いだ経過がございます。また、水害の発生以降も、下館河川事務所と合同での避難を促す緊急行動に基づく共同点検を実施し、重要水防箇所の把握や、より迅速で効率的な情報の伝達、避難の完了を目指した協議を重ねております。

また、昨日の一般質問の際にもご説明を申し上げました鬼怒川緊急対策プロジェクトが、12月4日に国土交通省から発表され、今後5年間で約600億円規模の治水対策・河川整備事業を実施することとなり、町でもこの事業の早期完了のため、積極的に働きかけを続けてまいりたいと考えております。また、鬼怒川以外の内水面に関する災害に関しましても、関係機関との情報を共有し、冠水等の危険箇所の把握、早期の交通規制、避難誘導路の確保等、町民の安全確保に努めてまいりたいと考えております。また、今回の豪雨災害の経過についても再検証を行い、避難勧告や避難指示の時期、避難誘導、避難場所の選定など再検討し、地域防災計画についても見直しをしていきたいと考えております。

次に、防災対策についてのご質問ですが、町では年次計画により防災備蓄倉庫の整備、備蓄品の追加購入を進めているところであります。備蓄品は、主に長期保存の可能なアルファ化米、乾パン、飲料水などの食料品のほか、毛布、マット、簡易トイレ、衛生用品などの生活用品や暖房器具などの一時避難先で緊急的に必要な生活用具を備えております。また、民間業者と締結しております物資供給・応急対策業務に関する協定を最大限に活用し、必要な食料や生活用品の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、避難誘導につきましては、防災無線による一斉放送や町消防団消防車両による広報呼びかけを実施しておりますが、屋外での放送施設でもあり、情報がうまく伝達できないという現状にありますので、防災無線屋外子局の増設や携帯電話によるエリアメールの活用など検討してまいりたいと考えております。また、災害による危険への対応の原則は、自分の命は自分で守るという自助の精神が重要であります。そうしたことから、地域ぐるみの防災訓練などの実施や、地域住民や自主防災組織などとの連携による災害予防対策や被災対策についても積極的に啓発、推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大久保 武君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） 5番、大久保弘子議員の通告によりまず一般質問にお答えいたします。

まず、農作物の被害状況につきましては、昨日増田議員のご質問におきましてお答えをしたとおりでございます。

さて、ご質問の被災対策についてでございますが、農業者への支援関連につきまして申し上げますと、被災対策農業者向け経営体育成支援事業が実施されてございます。こちら、議員のご質問の中で対象者が2名ということで、今後補正予算のほうも通過いたしましたので、補助金の申請を進めていくものでございます。また、そのほかの農作物全般につきましては、県の災害適用条例というものがございましてけれども、こちらにつきましては対象外というふうになってございます。県におきましては、被害金額が甚大であったために、農林漁業災害対策特別措置条例が適用されました。そして、この条例に基づきます補助事業において樹草勢回復用の肥料購入費補助、そしてまた病害虫防除用の薬剤購入費補助等の助成措置の可能性があったわけでございますけれども、それらに対して認定農業者、そしてまた町内農業者への被害状況調査、こちらについては認定農業者につきましては郵送で、そして町内の農業者の方につきましては文書使送を利用しまして、全戸にこのチラシのほうを配布させていただいたわけでございますけれども、それらを実施した中で58件の農業者から被害の報告がなされたわけでございます。しかしながら、被害農業地域の県の指定を受ける基準までは達しなかったため、農作物の災害適用のほうは今回はなりません。したがって、今回は農作物の支援につきましては、国の農業災害対策として実施されております公的な保険であります農業共済制度、こちらに頼らざるを得ない状況でございます。ただし、加入できる作物は米が中心ですけれども、その他限られておりまして、補償割合につきましても本人が選択して加入することになっておりますので、加入した補償割合以上の補償は受けられないことというふうになります。

そしてまた、ご質問の保管米についてでございますけれども、当町におきましては平塚から芦ヶ谷新田までの南総の中で米が甚大な被害を受けましたけれども、保管庫と保管米につきましては特に大きな被害の報告はなかったと理解してございます。こちらにつきましては、また再度検討、確認をしてみたいというふうに考えてございます。

また、その他の支援策といたしましては、農業再生産、経営安定のための資金といたしまして、農協系統災害資金等の融資事業が実施されてございます。農協系統災害資金

につきましては、町としましても県と連携し利子助成を行うことで実質無利子となりまして、農業者の負担軽減に努めているところでございます。被害に遭われました農業者におかれましては、災害資金等を今後有効に活用していただきまして、経営の安定を図っていただければというふうに考えてございます。

以上、ご理解、ご協力のほどお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えします。

子どもの医療費助成につきましては、全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体が、国に全国一律の医療費助成制度の創設を求めています。また、本町におけるマル福単独事業対象拡大につきましては、ただいま担当課長が申し上げたとおり、逐次対象年齢を拡大してまいりました。しかしながら、これ以上のマル福単独事業対象拡大につきましては検討を重ねてまいりましたが、現在の本町の財政状況を考慮すると難しいと考えており、国に対しては早期に全国一律の医療費助成制度の創設を要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

続きまして、水害についての災害予防計画、被災対策につきましては、総務課長、産業振興課長が先ほど答弁したとおりでございますが、今後も水害予防に関しましては関係機関と連携を図るとともに、危険箇所の情報を共有し、被害を最小限に食いとめるよう対策をとってまいりたいと思っております。また、被害対策につきましても、今後の災害を検証する中で、より有効な対策を考えてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続きまして、9月議会においての発言の取り消しについてでございますが、言い間違いがございまして、翌日訂正を申し上げたわけでありまして。また、新聞、テレビ等で報道がありましたが、一連の件につきましては現在のところ検察の判断を慎重に見守っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より再質問の許可をいただきましたので、質問さ

せていただきます。

先ほど町民課長より子どもの医療費、高校卒業までは財政上無理というお話でした。6月議会では検討していく。そして、所得制限の撤廃については拡充できるという話もあったわけです。全国一律の医療体制を要望していくと町長からもありましたが、所得制限撤廃については34市町村がもう既に行われており、八千代町とほかあと少しの自治体を残すのみとなっております。町長においては、所得制限撤廃についての実施はどうか、お伺いいたします。

水害についてです。先ほど国、国土交通省の激甚災害特別措置法で今後5年間で強化するという国のほうからの回答というか、そういうことが述べられておりますが、この今後5年間で強化するという部分ですけれども、600億円という答弁もありましたが、決壊したところの5キロメートルだけということですので、5年間で5キロメートルだけ堤防を修復するというので、その間にもし八千代町の鬼怒川の西側ですね、八千代町が含まれておりますが、そこに豪雨災害があったときに、その5キロメートルだけの補強では、補強された部分はよくなりますけれども、そのほかの流域について、そこに負担がかかってくるわけですから、これは大至急に整備を整えていかなければならない問題だと思います。先ほど私は、町長に国や県に強く求めるべきではないかとお尋ねしましたが、そのことについてはまだ答弁をいただいておりません。お願いいたします。

また、ハザードマップについてですけれども、執行部の答弁ではハザードマップは各行政区にハザードマップを具体的にはちょっと記憶ないですが、届けてあるということです。各家庭にもハザードマップが届いているということで、我が家にもあります。しかしながら、今回の水害大災害は、ただハザードマップが個人の家に届いているだけでは、全然皆さんの認識が低い状態のままだと思います。それで、各行政区ごとにそういうハザードマップを見ながらの水害対策について、どうしたらいいのかということ地域ごとにしっかりとみんなの知恵を集めて計画を練っていく、再検討していく、そういうことが大事ではないかと思います。避難所にしても、今回は幸いなことに川西方面の、また西豊田方面の小中学校が避難所ということで避難された方もたくさんいらっしゃいますが、この避難所についても常総市並みの水害があった場合は危なくなるわけです。ですから、そういうことも含めて、しっかりと体制を整えていくということが大事なのだと思いますが、そのためにも行政区ごとの住民の意見や要望やさまざまな皆さんからの声を取り上げる、受けとめる、そういうことが、それに計画に反映させるということ

が非常に大事なのではないかと思います。先ほどそのことについてははっきりした答弁がお聞きできなかったもので、もう一度お伺いをいたします。

さらに、被害の対策のほうですけれども、常総市の水害において市挙げての議会とか、市民の皆さんとかが一緒になって強く市長に要望して、国や県に働きかけた。私もその一端を担わせていただき、八千代町の被害状況もしっかりと届けました。そういう状況の中で国の基準です。住宅の被害があった場合、今回八千代では床上が2軒、床下が9軒でありましたけれども、その住宅の被害について、国の基準は浸水の基準が1メートル以上でないと半壊と認めないとか、そういう基準になっておりましたけれども、皆さんの要望を強く要望したことによって、国の基準も引き下げることができたということで、半壊住宅においては浸水1メートル以下でも補助を出すということに基準が変更されました。そういうこともあります。今回八千代町の2軒の床上浸水については1メートル以下ですが、25万円の補助が出たということです。そういうこともありますので、本当にみんなで一丸となってこういう大災害に対しては、なる前にみんなで話し合っていくことが必要だと思います。

また、農作物の被害についてですが、災害適用の基準というのがあるということですが、その適用の基準というのはどういうふうになっているのか、お答えいただきたいと思います。

また、今回58軒の農家から被害届がありました。しかし、2軒の方が申請が通って適用になったということですが、被災者にとってはなりわいの再建に非常に苦労しているところです。ですから、今後さらに補助金の対応を国や県に対しても求めていくということが大事でありますし、再検討をお願いしたいと思っております。

それで、もう一つ、最後の町長に対する質問ですけれども、何かはっきりしたご答弁がいただけませんでした。翌日の本会議前に取り消したことについて、言い間違えたところがあったから取り消したということをおっしゃっておりました。言い間違えということについて、ただ言い間違えだけではわかりませんので、そのところをご答弁お願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 5番、大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

先ほど鬼怒川緊急対策プロジェクトということで河川の整備事業ということで600億円ということで昨日もお話を申し上げましたが、この内容につきましては茨城県内結城から守谷市までの延長44.3キロの区間の工事の整備となっております。内容につきましては堤防の整備ということで、両側の堤防のかさ上げ、それから堤防の拡幅、それから河川の川が流れている部分の河道の掘削といった内容となっております。こちらが平成27年度から平成32年度までの5年間の中で事業費580億円ということで実施が発表されております。それと併せまして、ソフト対策の事業ということで、こちらにつきましては残りの費用になると思いますが、円滑な避難の支援ということで、住民の避難を促すためのソフト対策を沿岸自治体と連携して実施するという内容になっております。内容につきましては、川の水位の上昇とともに避難をするわけですが、避難までに要する時間や、そういうものをさかのぼった中での河川事務所との情報交換による地方自治体が避難勧告や避難指示を出すといった、そういう具体的な内容を地域の住民の方と一緒に河川を共同点検したり、またハザードマップなども確認をする中で住民への周知を行っていくという内容となっております。

また、あと先ほどハザードマップの配布が以前全戸に配布されたということでございまして、今回なくなって自宅にないという方がたくさん、結構前の配布でございまして、あるということでございますが、9月の災害以降、各行政区の区長さんのほうに各5部ぐらいずつを配布しまして、公民館とか見やすいところに掲示していただくような形をお願いをしているところでございます。また、国土交通省のほうなのですが、今普及をしていますインターネットのほう、そちらでは洪水のシミュレーションということで、八千代町に接する鬼怒川の上流部あるいは中流部、下流部というふうなことで、もし決壊した場合どういうふうな形で時間経過とともに水が広がっていくと、そういうふうなシミュレーションもございますので、こちらにつきましては町の広報紙等を使いまして、活用を図っていきたいと思います。

それと併せまして、地域防災計画の見直しといったことでの地域住民を交えた懇談会等、そういった中でのいろんな意見や情報交換ということでございますが、今回の災害につきましても本当に予想はつかないというような水位の上昇などもありました。また、避難につきましても、防災無線等もなかなか屋内でのことでございますので、情報も伝わらないということでありますが、その情報伝達方式につきましても普及しております携帯のメール機能を使ったエリアメールといったそういうものがあります。それから、

あるいは地域住民の皆さん、また自衛消防団等の自主防災組織との連携なんかも含める中で、今後積極的にそういう伝達がスムーズに行えるよう、努力してまいりたいと思います。

全般的に災害におきましては、どういった想定外の起こることがたくさんあります。そうした意味からも、今後いろんな広報紙や情報提供という形で町民の皆様にも避難の仕方や避難経路、あるいは災害の怖さ等を啓発するような形で、なるべく町民の安全が確保できるよう働きかけをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 町民課長。

（町民課長 塚原勝美君登壇）

町民課長（塚原勝美君） 5番、大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

所得制限の撤廃はできないのかというような質問でございます。議員ご指摘のとおり、県内44市町村中34市町村で所得制限の撤廃を実施しております。本町におきましても、平成28年の当初予算に向けまして検討させていただきましたが、本町の現在の財政状況を考慮しますと、28年中の所得制限の撤廃は無理だということでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） 大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの私の答弁の中で、県の農林漁業災害対策特別措置条例に伴います補助の基準につきましてはということのご質問かと思ひます。そちらにつきましては、まずこの県の災害条例の適用を受けます条件といたしまして、まず被害農業地域であること、そちらがまず1点目にまいります。指定を受けるためには、地域の総農業者数に含まれます被害農業者の割合が10%以上であること。そして、その被害農業地域の中で2つ目としまして、今度は被害農業者たる者、こちらにつきましては災害による農作物の減収率が平年における収穫量の30%以上でありまして、かつその減収に伴います損失額がその者の平年における農業総収入額の10%以上のものであること。こちらが被害農業者として必要な基準となります。また、今度は補助対象農業者、補助を受けるにはということで、収穫量の30%以上が減収になり、そしてまた損失額が農業総収入額の30%以上、このよ

うな基準になってございます。したがいまして、これらの基準には今回八千代町は至らなかつたというようなことでございます。

また、今後国県への補助等をしっかりとつないでほしいというようなご質問でございますけれども、おっしゃるとおりで、こちらにつきましては災害時の農作物の被害につきましては広範囲での被害が予想されますので、町といたしましても単独補助というのは大変厳しい状況にございます。したがいまして、国県の補助事業等を議員おっしゃるとおり、常に注視しまして、その制度的なものを速やかに農家さんに紹介できる体制づくりを整えていきたいというふうに考えてございます。また、差し当たって、補助金の中でも資金の融資事業等、そちらをご利用いただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

水害対策についてでございますが、いろいろ鬼怒川災害、今回の災害条例でございますが、被害が八千代町においては調査の段階では何億円とかありましたが、実際の1人当たりの作物の生育がよかったということでございまして、県の段階では災害条例が適用にならなかったということでございます。災害条例等におかれましても過去3回ほどあります。ひょう害で八千代全体が2回やられました。また、水害で松本の前あたりが水害で白菜がだめになった経過がございまして、県の県会議員も視察に来ましたが、結果的には災害条例適用になりましたが、災害条例等におかれましてもほとんど来るわけでございますが、農薬あるいは肥料等が若干来るわけでございます。私も2回ほど自分でもらっておりますが、また白菜等におかれましては、松本の前が水害、沼になりましたのですが、白菜が高かったということで、1反ぶりで何百万円となった経過がございまして、なかなか今回の水害等においては、やはり害は_____ありましたが、みんな生育がよいということでございます。ただ、価格が今現在白菜を初めいろいろ野菜の価格が低迷しています。そういうのが実態でございます。

そのほか、今回の国土交通省の守谷から結城までの44.5キロの5年間で堤防拡幅、あるいはかさ上げする予定になっております。八千代町においても、私正月に常総市、発起人になっておりますので、起工式をやる予定になってございまして、県西初め県あるいは国会議員、その他議長会、みんな陳情に行きまして、今回最終的には先般安倍首相に

まで会ってきまして、鬼怒川の対策という今回のプロジェクトが成立したわけですので、よくご了解をいただきたいと思います。

そのほか私の政治姿勢ということで、先ほど説明がありましたが、現在のところ検察の判断を慎重に見守っておりますので、ご理解を賜りたいと考えております。また、適切な判断がございましたら、しかるべき対応をとっていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

議長（大久保 武君） 最後に、再々質問ありますか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より再々質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

町長のほうから今3つ目の質問で、検察の判断を待っているという状況だということですが、1つ目に質問した内容について、再質問で言い間違えというところについてお聞きしたのですが、そのお答えはいただいておりますので、お答えをお願いいたします。

また、先ほどの総務課の課長からの答弁ですが、町の防災計画を見直すということが答弁をいただきました。しかし、先ほどハザードマップについては各行政区に5部、そして各家庭に1部ずつ届いているということで、行政区、私高野坪の行政区ですが、行政区の玄関脇の和室のガラス戸のところに1枚張ってあります。しかし、それをただ届けていますだけでは、この計画の見直しはできないのではないかと思います。それで、担当課の方々がいろいろお骨折りをして働きかけをするということですが、先ほど私の質問では、行政区ごとに懇談会などを計画して、町民の意見、要望を受けとめ、そしてその防災計画書を見直していくということが大事ではないかということを質問させていただきましたので、そのことについてもご答弁をいただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（大久保 武君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 5番、大久保弘子議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどハザードマップの作成、配布ということでの内容でございますが、このハザー

ドマップにつきましては、鬼怒川上流部におきまして500ミリ以上の予定以上の雨ということで想定をしておいたものと聞いておりますが、その活用ということで、今回の災害に伴いまして各行政区へ5部ずつの配布をいたしまして、区長さんにそういった啓発につきましてもお願いしますというようなことで依頼をしたところでございますが、先ほどの鬼怒川緊急対策プロジェクトなどでもソフト対策の中で自治体と連携して、また水防団、消防団、それから地域住民等が参加する危険箇所の共同点検、あるいは住民にこういった情報を住民の方へ周知する中でいろんな意見を現場で聞いたりということも実際実施しております。そうした活動を今後拡大していきまして、より多くの町民の意見を防災計画の中にも取り入れる形で、よりよい、また地域の安全が第一に確保できるような形の懇談会等という例でもあります。検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 大久保弘子議員の再々質問にご答弁したいと思います。

町長の姿勢についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、現在のところ検査の判断を慎重に見守っておりますので、また適切な判断がございましたらしかるべき対応をとっていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと考えております。

議長（大久保 武君） 以上で5番、大久保弘子議員の質問を終わります。

次に、2番、国府田利明議員の質問を許します。

ここで、国府田利明議員より資料の配付がありましたので、許可いたします。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、町長の強制わいせつ告訴事件について。今年6月にこの問題が浮上してきて、町民の多くの声に基づいて、私は6月から9月、一般質問をしてきました。町長には、説明責任というものがあります。最近、説明責任をアカウンタビリティーといい、自治体運営の基礎となっています。このアカウンタビリティーは、町長を初め執行機関の行為や意思決定機関の過程を住民にオープンにして、なぜそのようになるのか、あるいはなぜそうなったのかを説明する責任であります。私は、真実をもってという姿勢が大

切だと思っています。世間を騒がせている町長のわいせつ告訴事件について、町長は真実をもって私ども議会や町民に対して説明責任を果たしていないと思います。その立場から、改めて町長の告訴事件についてお尋ねをするものであります。

これは、新聞の引用になるのですが、茨城県八千代町の温泉施設で開かれたショーで女性の体をさわったとして、茨城県警が同町、大久保司町長を強制わいせつと県迷惑防止条例違反、卑わいな行為の容疑で水戸地検に書類送検していたことが捜査関係者への取材で31日わかった。送検は26日付。大久保町長は、いずれも容疑を否認しているという。捜査関係者によると、大久保町長は、昨年8月24日、町内の温泉施設で開かれた歌謡ショーで、町外に住む観客の50代の女性の胸を強くつかんだほか、今年4月5日、同じ施設で開かれた別の歌謡ショーで、埼玉県内の女性歌手の胸元に手を入れた疑いがある。県警は、女性の胸をつかんだとする強制わいせつ容疑については、検察官に判断を委ねる相当処分、胸元に手を入れた県迷惑防止条例違反容疑は起訴を求める嚴重処分の意見をそれぞれつけた。これは10月31日の朝日新聞の記事です。町長が6月13日に記者会見を開いたころと違った話になってきているような気がします。先ほど前質問者からの答弁で、現在検察の判断を見守っているので、ご理解くださいと、そういうふうにありましたが、町長は説明をする説明責任はあるのです。

ここから質問に入らせていただきます。1点目として、記者会見の際には、町長は刑事告訴あるいは名誉毀損で民事提訴をされると言われてきましたが、そのことも含めて、一連の流れをきょう現在に至るまで曖昧ではなく、きちんとご説明をください。

2点目として、前回も前々回も私言ってきましたが、強制わいせつを町長がやったのかやっていないのではなくて、そういう容疑をかけられているような行動をとったこと、それが政治家、公職にある者としてふさわしくないというふうに思いますが、町長はどう思っていられるのか。これを2点目として町長に伺います。

そして、3点目として、副町長にこの町の説明責任についてずっと言ってきたわけですが、明確な答弁をいただいていません。副町長に伺います。告訴事件について、電話や郵便、メールなどを使った町への問い合わせや苦情、抗議はなかったのかどうか。どのぐらいの件数でどのような内容があったのか。そして、それにどういった対応をされたのか、副町長にお伺いをいたします。

続きまして、八千代町個人情報保護条例について伺います。八千代町の個人情報が漏えいをしているのではないかと。そういった声が町民からたびたび聞かれました。私は、

3月の定例会で八千代町の個人情報保護条例について取り上げました。その際、町長、副町長、福祉保健課長、税務課長、総務課長、当時の浜名課長ですね、確認をいたしました。5人の方全て、漏えいをしている事実はないと認識をしていると答弁をされました。その際に、条例案に罰則がない中で、条例違反をした際は、対応はどのようになるのかお尋ねをしたところ、課長から、上位法である地方公務員法第34条の守秘義務が適用され、違反した場合はその罰則規定が適用されるというふうにおっしゃいました。さらに、町長からは、町の懲罰委員会でも対応していくと言われました。マイナンバー法が成立をして、来年1月からその制度が実行されるのを受けて、私は改めて八千代町の個人情報保護条例にマイナンバー制度に対応した個人情報の保護をするための条文や罰則規定も盛り込むべきだというふうに考えております。

そして、先ほど皆さんのお手元に資料配付をさせていただいたのですが、本来であればその資料だけではなくて、もう一部資料があったわけなのですが、これは議長の許可をいただけませんでしたので、資料配付ができなかったわけ。この資料配付の中には、町長と町民との会話があります。さらには、税務課長と町民との会話が入っています。この内容というのが、町長がみずから町民の税金に関することを漏えいさせているのです。税務課長のこの資料というものは、町民が税金に対して尋ねたことに対する対応のことが入っているわけです。その対応に対して、やはり町民の個人情報を言ってしまう。漏えいさせている。こういうことはあってはいけないことなのです。私は、これ事実に基づいてきちんと言っておりますので。

質問させていただきます、町長。この町長みずから漏えいさせているという事実に基づいて、町長は記憶がないと言うかもしれませんが、これは記憶がないとかあるとかの問題ではないのです。漏えいさせているのです。それに対してどのようにお考えなのか、町長と税務課長にお伺いをいたします。

続きまして、副町長にもこの個人情報についてはお伺いいたしますが、町長及び税務課長がそういった漏えいをさせている。そして、副町長は町長の補佐役であり、課長の指導役であります。それに対して、副町長はこの事実に対してどのように受けとめたか、それを答弁願います。

続きまして、行政区長、副区長についてお伺いいたします。八千代町の行政区は62あります。また、行政区の取り決め方というものはさまざまであります。先ほど配付させてもらった資料の中に、八千代町の行政区長及び副区長設置規則第4条には、区長及び

副区長は当該区内の住民から推薦された者を町長が委嘱すると定められています。

1つ目として、町長に伺います。住民から推薦された者を町長が委嘱する場合にも、推薦者は全て委嘱されるのか。あるいは、委嘱する際にも基準や条件が何か町長にはあるのか、伺います。

2点目として、秘書課長、伺います。秘書課長と町長に伺います。今年の総合表彰式で表彰対象となっている私の地元の露田行政区、区長、副区長が表彰されていないというふうに私は認識しております。その理由がどういったものなのか。それをお伺いさせていただきます。

執行部の答弁の内容によって再質問させていただきますので、きちんと答弁をお願いいたします。

議長（大久保 武君） 税務課長。

（税務課長 野村 勇君登壇）

税務課長（野村 勇君） 2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えさせていただきます。

まず、個人情報保護の現状であります。平成17年以降、八千代町個人情報保護条例並びに同規則が施行されております。条例の第1条の中に、町が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定め、個人情報の保護を図り、もって個人の権利及び利益の侵害を未然に防止し、個人の尊厳を確保、町民の基本的人権擁護に資する。このように本法令の重要性がうかがい知れる条文がございます。

税務課におきましては、公平公正な税業務を遂行するために、住民税係では申告による所得情報や軽自動車等に関し、固定資産税係では土地や建物及び償却資産に関し、国保税では被保険者に関し、そして収納管理係におきましては個人の納税管理に関する情報など膨大な量の個人情報を取得し、運用をしております。また、それらの個人データの日々の変化を捉えまして更正事務を行いまして、最新の情報が集まっているわけであります。

議員ご質問の個人情報の取り扱いにつきましては、職員の行動指針であるところの個人情報保護、情報セキュリティハンドブック及び八千代町情報セキュリティポリシーの定めに従いまして、事故のないよう細心の注意を払うとともに、各種研修の中で知識習得に努めているところであります。一方、税務職員は、地方公務員法による守秘義務

務のほかに地方税法による秘密を守る義務が課せられ、他の職員より厳しい情報管理が求められているところであります。私たち職員は、これらの法律を遵守し、業務上知り得た秘密そのものを目的外に使用することなく、住民の皆様の公共の福祉のサービスに最大限生かしていく必要があるものと考えております。

個人情報、それ自体が貴重で、得がたいものである反面、一旦事故が起こった場合、当事者に損害を与え、ひいては住民の皆様の行政不信に直結する危険な一面を併せ持つことを十分に自覚し、今後も公平公正な税務事務の推進、適正な個人情報管理に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 秘書課長。

（秘書課長 谷中 聡君登壇）

秘書課長（谷中 聡君） 議席2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答え申し上げます。

八千代町では、行政区長及び副区長設置規則によりまして、町の行政の円滑かつ適正な運営を図るため行政区を定めて、区長及び副区長を置くこととしております。行政区長及び副区長は、各行政区から推薦されまして、その方を町の非常勤特別職の公務員として町長が委嘱しております。任期は2年となっております。

議員ご質問の総合表彰式の件なのですが、大変申しわけございませんが、通告にありませんでしたので、資料を持ってきておりませんので、後ほど個別に対応させていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

（何事か発言する者あり）

秘書課長（谷中 聡君） 表彰は、総務課管轄で総合表彰式をやっております。

（何事か発言する者あり）

秘書課長（谷中 聡君） ですから、その資料がないので……

（何事か発言する者あり）

議長（大久保 武君） 副町長。

（副町長 生井光男君登壇）

副町長（生井光男君） 私の質問は2点ありました。

そのうち個人情報漏えいの件でございますけれども、これについては先ほど税務課長のほうから行ったとおりだと思います。私のどう受けとめているのかということござ

いますが、私は税務課長が言ったとおりだと思っております。個人情報保護条例の第3条の中にも実施機関の責務というようなことで、個人情報の適切な取り扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。また、2項には、実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。当該職を退いた後も同様とするというようなことがあります。また、地方公務員法に関してもそのようなことがありますので、そのような事実はないと思うわけでございます。

もう一つ、副町長として町長のわいせつ行為等に関することについて、私に電話とかメールとかあったかということでございますが、電話は2件ありました。1件は、県外の……

（「町として」と呼ぶ者あり）

副町長（生井光男君） 町として私のところありません。

以上です。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えします。

私ごとでございますが、新聞、テレビ等で報道がありました一連の事件につきまして、国府田議員を初め議員の皆様、また町民の皆様に大変心配をおかけいたしました。私の事実無根のことでございまして、残念で甚だ遺憾と思うことでございます。一連の事件につきましては、現在のところ検察の判断を慎重に見守っておりますので、国府田議員におかれましてもご理解を賜りますようお願い申し上げます。また、今後につきましても、八千代町長として対話と協調を基本路線に、町民の皆様に負託にお応えするために邁進していく所存でございますので、議員各位にもよろしくご協力をお願い申し上げます。

続きまして、八千代町個人情報保護条例についてでございますが、八千代町の取り扱う情報には、町民の個人情報や行政情報等厳重管理が必要な情報が数多く含まれています。これらの情報資産の取り扱いについては、私の管理監督責任であるとともに、詳細については税務課長が説明したとおりでございます。これらの情報管理は、町民の財産及びプライバシーの保護、また安全かつ継続的なサービスを提供するために、故意や過

失による情報漏えいや改善、システムの故障、停止、自然災害による被災等のさまざまな脅威から確実に保護しなければなりません。このような考えのもと、各種手順のオンライン化や効率化で利便性の高い情報システムの利用など、町民が安心して利用できる電子自治体を構築するため、情報セキュリティに関する事件、事故を未然に防止するとともに、事件、事故または災害等による被害の最少化、局所化、さらにこれらの再発防止等、情報資産保護を包括した情報セキュリティポリシーを定め、情報セキュリティの確保に最大限取り組む所存でございますので、ご理解いただくようお願い申し上げます。

また、行政区長、副区長につきましては、各行政区から推薦された方が町の非常勤特別職の公務員として委嘱しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（大久保 武君） 再質問ございますか。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） 議長の許可をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、この町長のわいせつ告訴事件について、町長は事実無根であるということですが、私ずっと言ってきたのですが、これは町長、町と町長トップとしての責任、説明責任、どうなのですかというふうに僕は言ってきたのです。検察の判断が出たらということではなくて、離婚問題だとか、そういった財産相続的な問題の家庭的な問題ではなくて、町長は公職として飲酒運転などのそういう疑いが含まれるもの場合は、やはり説明をするべきなのです。どうしてこれを説明しないのか。説明をしないから、何かあるのではないかと思われるわけです。

書類送検をされてからも、議会への説明はありません。これからまた記者会見でもされて、それで説明する。そんな形のことを考えていらっしゃるのですか。その点も含めて、町長は先ほどはやる気が、やっていくというふうな形の答弁をいただきましたが、その一方、町長は、検察の判断を見て、そしてその中でもし有罪になった場合は、これ辞職する考えがあるのですか。町長の先ほどの答弁だと、無罪になることが前提のお話で、やる気ですというふうにおっしゃいました。おっしゃったのだと私は認識しました。でも、判決は出ていないわけです、有罪無罪は。ですので、この書類送検されてから今

までのどうやって説明をしていくかという点1点と、それと先ほど言った、もし有罪になったら辞職する考えがあるのかどうか、その2点をお伺いいたします。

そして、副町長、町としては一件もなかったというふうにおっしゃいましたが、私の知り得た中では、町へ問い合わせをしたというケースはかなりあるというふうに私は認識しています。私の知人も問い合わせをした。問い合わせもしたし、町長に会う問い合わせをしても、町長には会えなかったと。これだけ町に失墜を招いているわけです。

副町長に伺います。町の品位や信頼を損ねたことについて、事実経過を広報などを通して町民に説明をする責任があると思いますが、町の説明責任について、副町長にお伺いをいたします。

そして、続きまして個人情報保護条例です。個人情報保護条例について、私が言っていることに対して、答弁が税務課長、副町長、町長と、わかっていらっしゃらないのかどうなのかと思いますが、この行政機関というのはまさに個人情報の集積場所なわけです。漏えいというのはあってはならないことなわけです。町長、この配付できなかった資料の内容、簡単に言うので、頭に入れてください。〇〇さんは、何万円あるのだと。何日に払うと。町民が誰ですかと。〇〇さんだよ。町長みずからそうやってどんどん言っているのです。そして、その中に税務課長も言っているのだ。税務課長に対して、俺の命令で言っているのだと、そういうふうに述べられた資料があるわけです。そのことを把握して、これは漏えいさせているのですから、事実はあるのですから。きちんと漏えいをしていない体の話ではなくて、漏えいをさせていることに対して、町長、再度お願いをいたしたい。

そして、税務課長にも言いますが、個人情報というのは守られなくてはならない。税務課長がおっしゃったのも、町長が町民の〇〇さんが幾らあるというふうに言っていましたよ。延滞金ですか、本税ですか。いや、両方ありますよと。幾らですか。これだけあります。そういったことを言っているわけです。これが現実なわけです。その中でさらに、首にされそうな勢いですよ。率直に言いますね。上から怒られています。そういったことがあったわけです。首にされそうな勢いなほど、そういった個人情報がある中で、税務課長に伺います。首にされそうな勢いだ。町長から、また自分で漏えいしたというふうなことが認識がきちんとこのことによって持っているのか持っていないのか。また、上から言われているという指示について、上から怒られています。首にされそうな勢いだと。僕は客観的に聞いて、これはパワハラ的な形だなというふうに、これは思

いました。それに対して、税務課長の答弁をお願いします。

そして、副町長、以前に私がセクハラ事件があったときに、セクハラ、パワハラ、ドメスティック・バイオレンスはあってならないというふうに言いました。パワハラかもしれない、これ。あってはならないと副町長は答弁されました。こういった実態の中で、この漏えいに関して、そういったパワハラに関しても含めて、これ個人情報保護法のことですので、答弁願いたいと思います。

そして、町長に先ほど言ったように、その個人情報保護条例については、現実こういったことがみずから漏えいをさせているわけですから、どういうふうに受けとめているのか、再度答弁を願います。

そして、区長の再質問なのですが、秘書課長、ちょっと聞いていただきたいのですが、総合表彰式は、資料が今手元にないので、わからない、総務課でやっているの、わからないとありました。これ僕の地元の行政区で、秘書課長が副区長に、秘書課の川村さんが同行している中で、秘書課長が国府田の親戚に当たるものは全てだめだと言った。それは、秘書課長が言ったと、そうおっしゃっているのです。これは川村さんが言って、そうです。私いましたからと言っているのですよ。これは、秘書課長個人のことでそれを言ったのかということが1点。そして、秘書課長にそういう権利があるのですか。また、町長から何か指示があったのかどうかも含めてお伺いをいたします。

そして、町長、副区長の件に関して言いますが、要は委嘱に関して何らこの条文のほかに、資料のほかにないわけです。ということは、推薦された者は上がってきた者を委嘱する。町長が委嘱するということなのです。別に町長が決めるわけではないのです。露田なら露田、前田なら前田。前田の人たちが推薦して決めた人を町長が要は委嘱をする。町長に権利はないわけです。町長は委嘱書を発行するだけのことですから。そういうふうな認識でよろしいのでしょうか。答弁願います。

議長（大久保 武君） 税務課長。

（税務課長 野村 勇君登壇）

税務課長（野村 勇君） 2番、国府田利明議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目なのですが、上司から情報を漏えいしろというような指示を受けたかどうか、あったのかどうかということでございますが、地方公務員法に従いまして、そのような指示があればお断りします。

2点目でございます。首にされそうですと、このようなことを私が申し上げたことは

確かにございます。それは、滞納者の方と納税相談をしている中で、税金をいただかないと私も事務所へ帰れないのです。首にされてしまいそうです。この言葉は使った記憶が確かにございます。それらを総合いたしまして、情報セキュリティポリシーの中で管理者の立場をいただいているわけでありまして、情報漏えいを行ったことはない。このように認識しております。

議長（大久保 武君） 秘書課長。

（秘書課長 谷中 聰君登壇）

秘書課長（谷中 聰君） 2番、国府田議員の再質問にお答え申し上げます。

国府田家がどうのこうのという話を言ったのかということですが、私はそう言ったことを言った記憶はございませんが、いずれにしても落田行政区につきましては現在役員さんが不在の状態でございます。行政区住民総意のもとで行政区長及び副区長をご推薦いただくように、12月8日付の文書でも役員の皆様をお願いしているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

議長（大久保 武君） 副町長。

（副町長 生井光男君登壇）

副町長（生井光男君） 国府田利明議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目は、セクハラ問題について、町の広報などを通じて説明することはどうなのかというようなお話でございますが、この件につきましては町長も議員各位に現在のところ検察の判断を慎重に見守っていきたいと思っているというようなことを議場でもはっきりお答えしているところでございます。広報の発行者は私が責任者ではありませんので、そのようなことは考えておりません。

あと一つ、前々回ですか、パワハラ、セクハラ、ドメスティック、そういう話が質問の中でありまして、私といたしましては町の職員が職場の中で町民の福祉の向上のために頑張れるような組織をつくるのが最大の責務と考えております。そういう意味もありまして、先ほどの税務課長がお話したように、私が首にするとか、そんな話は一切したことも何もありません。これは、職務の中で担当課長については担当課長の責務、私については私の専決事項もありますけれども、その中にも一切そのようなことはありません。むしろそのようなことがあれば、私自身が訴えられるというようなこととなりますし、そういうこともありまして、そんなパワハラですか、そのようなことを今までに発言した経過はございません。

以上であります。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 国府田利明議員の再質問に答弁したいと思います。

町長の強制わいせつ告訴事件についてでございます。起訴になった場合、有罪になった場合どうするのかでございますが、有罪になった場合にはそのとき、先ほど大久保弘子議員に申したとおり、そのときはまた考えることでございますので、それ以上は勘弁していただきたいと思っております。

このほか個人情報の保護条例についてでございますが、私は漏えいしたこともございません。また、パワハラということで、職員のことをいじめたこともございません。

行政区長、副区長につきましては、選任基準といたしまして各行政区の役員、またそのほか総会等に推薦された場合に、町としても非常勤特別職ということでございまして、いろいろ道路問題、行政問題、私の手先として区長さんをお願いするわけですが、非常勤特別職ということでございます。行政区長さんにおかれましては考え方が違うとか、いろいろな問題もありますが、私はみんな委嘱しております。今度国府田議員さんも行政区長として役員会で推薦いただいているような状況でございますので、ぜひ総会をやって報告して、そうすれば私たちも委嘱しますので、ご了解をいただきたいと思っております。

議長（大久保 武君） 最後に、再々質問ありますか。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） 先ほど執行部より答弁が、再質問の答弁があったわけですが、町長として強制わいせつ事件について事実無根で、それ以上は勘弁を願いたいと。有罪であろうが、無罪であろうが、今それだけみんなが騒いでいるのに、勘弁していただきたいというのは答弁になっていないのではないですか。勘弁するとかしないとかというのは、私もわかりません。そういうことを言っているのではないのです。僕が言っているのは、検察や警察ではないから、そういうことではなくて、町長がきちんと説明をすること、それが大切なことですよということをひたむきにずっと言ってきたわけです。勘違いされているのかなと僕は思う。

では、言います。町長、百歩譲って、非公開でもいいので、我々議員にまず全員のいる中できちんと説明するべきではないですか。説明する気があるのかないのか。それを

1点、お伺いさせていただきたいと思います。それが町長のわいせつ事件について、町長に再々質問します。

そして、八千代町個人情報保護条例について、副町長からパワハラはないと、そんなことはない。税務課長からは、首にされそうな勢いということは言ったことがある、経緯があるということは先ほど述べられました。でも、個人の漏えいをさせた記憶はないということです。僕は、最初から言っていますけれども、これ。根拠がないことは言っていないのです。漏えいをさせた。させているから、だから資料をきちんと用意してきているのです。言いましょうか。税務課長、言っているのですよ。上から怒られていると。甘過ぎると怒られているのです。幾らですか。うん万円あるのですと。町長が言っていたから、このぐらいあったのですか。いや、もっとです。具体的に言っているのです。これ別に議長の許可がいただけるのであれば、録音テープ流してもいいですか。これ証拠があるわけなのです、きちんと。あって、基づいて言っているのです。こういうデータを預かりした中で、町民の声があるわけです。議長、いいですか。

議長（大久保 武君） そういうのはまずいですね。

2番（国府田利明君） だめですか。議長がいいと言えば別にいいのですよ。

議長（大久保 武君） いいえ。

2番（国府田利明君） 町長、これ議長がこの録音データをまずいというので、流しません、町長は言っていないとおっしゃいますが、言っているのです。幾らある。誰々さんは幾らあるのだ。自分の命令でも言っているし、俺は言っているのだと。俺の命令で言っているのだと、そう言っているのですよ。なおかつ自分からでも、自分みずから言っている。あの人は幾らあるのだと。あり得なくないですか。そのことを認識していただいて、きちんと。あるのですから。僕はないことを言っていないから。だから、現状を聞いているのではないですよ。現状を言っているのですから。現状として、町長、これ議長がだめだというので、出しませんけれども、出せませんけれども、漏えいさせていることについてどのように考えているのか、再度再々質問で答弁を願います。

そして、区長の件ですが、秘書課長がそういったことは言った記憶がないと。言ったことが記憶がないということは、では川村さんが違ったことを言っていらっしゃるのですか。川村さんはそう言っていました、私に。ただ、この件に関しましては、では秘書課長に1点だけ言います。言っていないのであれば、私は言っていないと。言っていないか、川村さんがそう言ったことを認識に誤解があるのかどうなのかというふうな点で

再々質問をさせていただきます。

そして、町長にですが、この行政区長の件に関して、副区長の件に関してですが、これ皆さんわかっていらっしゃると思うのです。蒔田行政区、今いません。町長の口から出たので、あれですが、私確かに推薦を受けている立場に今いるわけです。ですが、もともとは、町長、さまざまな取り決めの方法というのがあるわけです。総会を開けば町長は今おっしゃいましたけれども。蒔田行政区というのは審議会十数名というのを設けて、その中でそれが役員なわけです。その人たちが、では誰がいいのではないかというのか、その中で決めるのかとか、そういったことで決めるものなのです。それに対して、町長は確か今年の4月1日付で、その各位の人たちに、その審議員の方たちに送られているわけです。推薦した人を、早く推薦してくださいと言っているわけです。それで、推薦されたのです、私。推薦されたけれども、受理されない。それで、今度は総会を開け。そんな権利あるのですか。そういうものなのですか。

この資料の3つ目、言いますけれども、町長の発言で、区長は町から給料をもらっているのだから、俺が任命しているのだから、町長にたてつくのでは。俺が任命、委嘱書を出していると。区長というのはみんなそうだと。そう言った発言があるのです。こういったことを、私は思うのですけれども、何かまるで町長が区長を采配しているかのよう。蒔田行政区としては、受理されない理由はないのです。そして、総会を開けと言われることもないし。その町長の感覚がおかしいのではないですか。なので、町長に言います。この区長問題、ではもう蒔田行政区は決まっているのです。区長も副区長も会計も決まっているのです。この場で、これが受理するのかもしれないのか、総会を開けばとかいう立場ではないのです、蒔田行政区で決めているのですから。委嘱するのかもしれないのか。逆に蒔田行政区に対して混乱を招きます。受理するのかもしれないのか。ちゃんとその審議員だって全部連署になっているわけです。一件一件全部、きちんとしたそういった役員の人たちがそういった形になって推薦していただいているのです。委嘱するのかもしれないのか。区長も副区長も、会計もそうですけれども、三役。それをやるかしないかで答弁を願いたいというふうに思います。

執行部からの明確な答弁をいただいて、私の一般質問を終わりというふうにさせていただきますが、きちんとこの抜けがないように、この告訴問題のことしかり、個人情報保護条例のことしかり、そして区長のことしかり。まるでちょっと今回のことを私が思ったことは、町長が職務の権利を濫用している部分があるのではないかと。そういった

実態を踏まえた上で、私は質問をさせてもらっている部分があります。ですので、きちんと明確に答弁を、皆さん、お願いをいたしたいと思います。そして、私の一般質問を終わりにします。

議長（大久保 武君） 秘書課長。

（秘書課長 谷中 聡君登壇）

秘書課長（谷中 聡君） 2番、国府田利明議員の再々質問にお答え申し上げます。

先ほど申したとおり、私はそういったことを言った記憶はございませんので、よろしくお願ひします。

（何事か発言する者あり）

議長（大久保 武君） 静かにしてください。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 告訴問題等につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在のところ検察の判断を慎重に見守っている段階であります。また、適切な処理がおりましたら、しかるべき対応をとっていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

そのほか秘密の個人情報漏えい問題等につきましては、そういう事実はありませんので、私は職務上、最高指揮官であり、監督者でありますので、情報は持っておりますが、そういう命令したこともございません。

そのほか落田の区長、副区長の問題等におかれましても、先ほど申し上げたとおりでありまして、できれば総会をやって承認していただくと。うちのほうから要望しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（大久保 武君） 以上で2番、国府田利明議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

（午前11時03分）

議長（大久保 武君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前11時22分）

議長（大久保 武君） 次に、4番、廣瀬賢一議員の質問を許します。

4番、廣瀬賢一議員。

(4番 廣瀬賢一君登壇)

4番(廣瀬賢一君) ただいま議長の許可をいただきまして、通告により一般質問をさせていただきます。

第1点目、B&G海洋センターについてであります。前から、3回目ですか、今回で質疑するの。かなり言ってもなかなか前へ進まないものですから、何とかこれをしていと思って、また再々度やっております。景観または利用する者、現在のまま問題があると思います。その後の改修及び利用の計画についてどのように考えているか、質疑したいと思います。特に今現在鉄骨部分が裸で、そのままみすばらしいような感じがする。八千代町としてももっと考えていただければ、早くただ鉄骨でむき出しでやっけて、あそこでプールをやっているみたいな感じでありますけれども、何とか屋根を塞ぐとか、周りを塞いで、何とか実現してもらいたいと思います。もうできるまで質疑しますので、よろしくお願ひしたいと思います。いいでしょう。

第2点目は、一級町道14号線、栗山地内の道路改修工事の計画についてでありますけれども、栗山の道路のところから尾崎へ行くところですか、そのところなのですけれども、この道路について舗装が大分傷んでおります。特に今選挙も無投票で終わったのですけれども、1日だけあそこを通らせていただきまして、がたがた道だったので、物すごく苦勞して、一応建設課長にも話してあるのですけれども、たまたま今回安静小学校の持久走において、転んでけがをしたような話を聞いていました。そういうところありますので、来年度予算だとか何だとかというような感じでありますけれども、現場を確認したところ、本当にすごく多くの傷がありますので、道路改良計画はどのようになっているか。危険箇所があった場合、どのように対応しているか。そいつを伺いたいと思います。特に教育長も脇におりますけれども、教育長もこれはけがしたのではどうなのかなんて、教育長の質疑はどうかと言っていますけれども、教育長には質疑しませんけれども、そういうところは特に早目にやってもらいたいということを要望いたします。

3点目ですが、3点目はそのすぐ下の診療所の診療時間についてでありますけれども、強い要請で従来の診療時間に1月から戻るようなことになりましたということを広報紙にも見せていただきました。それに対して町長にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。ただ、それが町民の皆さんのいろんな要望があります。時間帯が

今まで午前中のみだったのです。午前中でも11時で終わってしまう。受け付け時間ですか。それを何とかして延長していただきまして、12時まで受け付け時間をやっていたいただきまして、そして午後の受け付け時間を、診療時間を2時から5時のころまではどうかと、私の一存の考えで。そして、皆様の要望も聞いておりますので、このような診療所に対する要望、意見、町としてどのように考えているか、お伺いしたいと思います。この3点でありますので、また返答によっては再質問させていただきます。

以上であります。

議長（大久保 武君） 生涯学習課長。

（公民館長兼生涯学習課長 青木和男君登壇）

公民館長兼生涯学習課長（青木和男君） 4番、廣瀬賢一議員の通告による一般質問にお答えいたします。

ご質問は、海洋センターの屋根についてということでございますが、ご承知のとおり、海洋センターは昭和59年に開所して以来31年が経過し、施設の老朽化が進んでおります。特に全体を覆っていた上屋シート及び鉄骨部分につきましては、経年劣化による損傷が激しく、B&G財団とも協議の上、安全性を考慮し、昨年度より上屋シートを撤去した状態で運営しております。今年度につきましても、昨年度に引き続き屋根のない状態で屋外プールとして7月1日から2カ月間、オープンいたしました。プール開所に当たりましては、全体を覆っていた上屋シートがないことから、その対応策としまして外周のフェンスに目隠し用のシートを張り、休息箇所はテントを設営するなどして日陰を確保しました。また、施設管理におきましては、毎日の定期清掃や水質管理を徹底し、県筑西保健所による現地指導や県薬剤師会公衆衛生検査センターによる水質検査においても適正との報告を受けております。

利用状況につきましては、例年どおり一般町民の利用に加えまして、幼稚園、保育園の開放、小学生を対象とした水泳教室の開催によりまして、利用者数は7月が954人、8月が1,233人、2カ月で合計2,187人の利用がありました。海洋センターは、海洋性スポーツ活動の拠点として多くの町民に愛され、利用されてきた施設でございます。しかしながら、施設の老朽化が著しく、改修には膨大な経費がかかること、さらには近隣に温水設備を備えた高機能なプールが整備されることにより、利用者の減少など運営面でも多くの課題が存在しております。今後は、施設の安全性や町民のニーズ等も考慮し、施設の廃止も含めた中で海洋センターのよりよい方向性について、B&G財団と協議、検

討してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） 都市建設課長。

（都市建設課長 生井俊一君登壇）

都市建設課長（生井俊一君） 4番、廣瀬賢一議員の通告によります一般質問にお答えいたします。

一級町道14号線の栗山地内の道路改良工事計画についてのご質問でございますが、一級町道14号線につきましては栗山地内の一級町道8号線から起点となる道路でありまして、栗山地区、尾崎地区を通り、県道主要地方道結城一坂東線に接道し、さらに尾崎地区、芦ヶ谷地区の幹線道路であります二級町道11号線に接道となり、安静地区の東西地区を連結する連絡道として大変重要な道路であると認識をしております。

この道路整備事業につきましては、平成16年2月26日付にて町長宛てに道路拡幅改良工事の要望書が栗山行政区長、尾崎行政区長及び関係地権者の方々より提出がなされ、事業着手の運びとなったものでございます。これまでの事業経過を申し上げますと、平成16年8月に関係地権者の方々に道路改良工事計画説明会を開催し、同年11月に道路現況を把握するため平面測量及び路線測量を実施いたしました。さらに、平成17年3月に関係地権者の方々に道路線形説明会を開催したところでございます。その後、栗山地区において集中豪雨がありまして、水害が発生したことから、畑地帯総合整備事業栗山地区が計画立案されましたので、畑地帯総合整備事業と一体的に道路を建設すべく協議を重ね、事業を推進してまいりましたが、畑地帯総合整備事業が関係地権者の同意が得られないことから計画中止となり、事業化が断念されましたので、道路整備事業においても休止となったものでございます。

本年11月に栗山行政区長及び関係地権者の方々から道路拡幅工事における用地買収同意書を添付の上、再度要望書が提出されましたので、平成28年度からの5カ年の実施計画に計上し、道路改良工事に向けて道路詳細設計、用地買収工事を実施する計画でございます。向こう5年間の事業実施計画に計上しました業務内容につきましては、平成28年度に道路改良工事計画の原案となります道路詳細設計を実施し、平成29年度には道路改良工事に必要となります土地等の取得に伴います工作物等の調査、補償額の算定業務であります用地測量設計業務を実施していきたいと考えております。平成30年度、31年度の2カ年におきまして拡幅用地を確保するため、用地買収及び工作物の補償を実施した

上で、平成32年度から道路改良工事を着手していきたいと考えております。

また、現況道路のアスファルト舗装の損傷が著しい部分がありますので、定期的に道路パトロールを実施しまして、道路管理に必要な情報収集、現場確認に努め、その都度舗装補修、舗装打ちかえ等の修繕工事を施工いたしまして、通行車両、歩行者等の交通の安全確保のため、常時良好な状態に維持すべく努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大久保 武君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 4番、廣瀬賢一議員の通告による一般質問にお答えいたします。

診療所の診療時間についてでございますが、平成27年4月1日から診察時間の変更に よりまして、3月までの診療体制から火曜日の診療日が削減され、また午後の診察も削減されたため、診察を希望する町民の皆様にご不便を来しておりました。そのため、茨城西南医療センター病院長に八千代診療所の診察日、診療時間の延長につきまして要望してまいりました。そして、このたび茨城西南医療センター病院長より、平成28年1月から診療日をほぼ平成27年3月までの診療体制と同様の体制に変更する旨の報告を受けまして、12月15日号の広報やちよお知らせ版で診療時間の変更についての広報をしたところでございます。

廣瀬賢一議員がおっしゃるような受け付け時間の変更につきましては、1月からの診療所の診療状況を踏まえた上で、茨城西南医療センター病院へ検討をお願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 4番、廣瀬賢一議員の通告による一般質問にお答えします。

B&G海洋センターにつきましては、先ほど担当課長から説明したところでございます。これまで安全面や衛生面において万全な体制のもと、海洋性スポーツ活動の拠点として運営してまいりました。施設の老朽化が著しく、その改修に膨大な費用がかかるということでございます。今後におかれましても、B&G財団と協議の上、施設の活用についても廃止という選択肢を含め、方向性を出していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、診療所の診療時間でございますが、福祉保健課長が答弁したように、平成28年1月からの診療状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。また、昨年は水垣正弘前議長さんと一緒に診療所の時間の延長、その他について要望した結果、今回こうなったわけでございますが、ひとつよろしくご理解のほどお願いしたいと思っております。

以上であります。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

4番、廣瀬賢一議員。

（4番 廣瀬賢一君登壇）

4番（廣瀬賢一君） ただいまB&Gですか、何か廃止のような話を聞いておりますけれども、ちょっと情けないような感じがしまして、特に生涯学習課の課長さんはいろんな公民館、あとはプール、それとあと図書館ですか、あとは民俗資料館とか体育館、かなり数を持っていて、一番多い課かなと思いますけれども、でも何となく子どもたちにはまだ継続というような感じでしていただければなと思ってまして、だからB&Gのほうともよく相談して、廃止ということを考えないで、前向きに臨んでもらえればよろしいかなと思っております。

そして、2点目ですけれども、道路一級14号線ですか、先ほど言われましたように、計画がかなり畑総も中止になったというような話を聞いておりますので、そういうところを先になるだけ早目に進めていただく要望を、これは第2点目はいたします。

そして、診療所ですか、診療所。なぜ12時のころからと言っていますけれども、12時のころといますけれども、11時ですか、ちょっと1分か2分おくれて、もう受け付け時間終わりましたよと、聞いておりますので、そういうのも大いにわかっていただければ、これから1月からですか、1月から新たなスタートをするみたいですがけれども、要望としてはなるだけ午前中が実際には患者の方が多いと思うのです。ですから、午後は2時のころから5時のころでいいかなと要望をしておりますので、その点もこれからよく考えていただきたいと思えます。

そして、八千代町は今2万3,000人ちょっとですか。そういう中で、前に神津島のほうへ行きましたけれども、神津島のほうは東京都ですか、神津島。そこへ行ったときには2,000人ぐらいしかおりません。そういう中で診療所は1つ。スーパーマーケットも1つ。何でも駐在所も1つと、こういう感じでありまして、そういう中で診療時間は結

構長くやっているような感じをしましたので、ですからそういうのも特にスタートしてから急に変わるわけにはいかないと思うので、これを前向きに考えていただくように要望して、終わりにしたいと思います。

以上であります。

議長（大久保 武君） 以上で4番、廣瀬賢一議員の質問を終わります。

次に、13番、大久保敏夫議員の質問を許します。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

通告による質問については、お手元にあるとおりでございます。今議場でいろんな質問を聞いている中で、このようなことを町長、私は今自分の頭によぎってまいりました。17年前にあなたに選挙で負けて、役場を譲り渡しました。そのときに瀬戸井の広瀬設備や平塚の大里産業などが庁議室で大騒ぎをする中で、私は執務したことを覚えております。あなたは、このように私の引き継ぎの後で言いました。「俺は農協暮らしが長かったんで、4時を過ぎると酒が切れちゃうともたねんだよ」なんて、こう申されました。私は、あなたは支持を受けたのですから頑張ってくださいと、こういうことを述べたことを、17年前のことを今思い出しています。

さて、そのことが今どのようにあなたの行政の中に生きているかどうかわかりませんが、私に課せられた質問の中で、端的に、また前の質問者の一つのところでダブるところもありますので、ある部分では露払いしている部分もありますので、それを含めて4つ、やっていきたいと思います。時間も限られておりますので。

強制わいせつ、県迷惑防止条例のこの件についてでありますけれども、あなたは事実無根のことであるということ、先ほど大久保弘子議員には申された。記者会見でも、ねつ造であり、事実無根であるということをおっしゃっておりました。私の言っていることが全て正しいのだと。私が、ちまたに言われている話とは違って、私が今言っていることが正しいのだと。私は3つのことで裏取りを一つしてきました。一つは、あなたはあの告訴された、強制わいせつで告訴された女は、俺は一面識もないし、知らないのだと。そういうことを述べられました。しかし、現実にはあなたはある関係機関に、「ああいうぶすな女っぷりの俺が胸をさわるわけあんめえ。つかむわけあんめえ。20代

の女なら別だがよ」と、こう言ったというのです。あなたが何らかの形で私にそれを証明しろというなら証明しますよ。

2つ目は、あなたがあのテレビの公共の電波を使って記者会見した。弁護士つきでやったところで、あなたは記者団から、アルコールどのくらい飲んだのですか。ビール3杯ぐらいかな。ビール3杯ですかと言ったときに、テレビ画面に映っていたのは、_____でいるのは、焼酎の瓶が3本も4本も。関係者には、まだ足りないから持ってこいとあなたは言ったそうではないですか。その焼酎はこれなのですよ、吉四六。あのテレビに映っているそのままなのですよ、あなた。何がビール3杯ですか。画面に映っているのは、焼酎を飲んでいる姿でしょう。詭弁という言葉が世の中にありますけれども、ない話をつくり上げるというのがあなたの言葉です。

もう一つは、いろんな人たちが、あなたが何時に帰ったか。あなたは12時にあそこを後にしたと言っている。12時にあなたは後にしたと言っている。現実には3時過ぎでしょうよ。誰が送ったのかわからない。誰もわからない。ロックされている。それはそうでしょう。町長か副町長か、誰がそういうのを指示しているかわからないけれども、完璧に送った人間がわからないでいる。場合によっては警察も知らないで、そのまま警察に送っているかもしれない。送った人をゆうべ私は会ってきましたよ。私が送りました。憩遊館のカローラで、町長が失禁してぬれているので、車が汚れてしまうから、毛布を敷けと言って毛布を敷いた。送っていった。自宅でおりようとしたら、そのままいたら、「馬鹿野郎、親分なんだから、ドアぐらいあけろ、この野郎」、この屈辱的な言葉は忘れないときのう言っていましたよ。そういうふうな一つの流れをつくって、事実無根であると。

では、県迷惑防止条例。あなたが言う県迷惑防止条例に当てはまるのは何だかわかりますか。県迷惑防止条例というのは、いやらしくみだらな行為、下品で汚らしいことというのが卑わいな行為なのです。それに合致するから、県警は告訴したのでしょうか。あなたが大久保弘子議員に言ったことを、そのまま私が認めたとするならば、あなたはこの事実無根であり、ねつ造したことを茨城県警下妻警察合同捜査本部が警察庁に事実無根、ねつ造であるをつくり上げて、警察もつくり上げて、県警本部もつくり上げて、あなたを告訴したのですか。そのことをしっかりと答えていただきたいと思う。長く私も話をしますと時間なくなってきましたので、もう8分過ぎましたから。

次の学校運営の問題に入ります。教育長、小中学校の八千代町立の学校について、い

ろんな施設や行事がいろいろあります。小学校、中学校の入学式、卒業式、運動会の招待者を招待する、その人を選ぶいわば責任者は誰ですか。それだけ、1点だけあなたに聞いておきます。

行政区長の問題については、先ほど国府田議員からありました。町長のほうが大分歩み寄って、今の落田行政区のやつも三役についての任については容認しているかに見えます。加えてまた行政区での総会を開いてやるならば、それはまた認められるのでありましょう。そういう中で、私のほうで一つ聞きたいのは、なぜ前区長の国府田利実氏が、1月の選挙の1月18日告示の前の3日に、1月の15日に委嘱を解くという、そういうあれが出されたのか。これを委嘱のあれは秘書課長か、町長か、どちらかでいいのですが、なぜ町長選の告示3日前に解職がなされたのか。それをお聞きしたい。

続いて、はしょって次に行きます。後でお時間いただきますけれども。加えてこの前に一つ、今の町長の立場について、私は一旦、議員さんも含めて、傍聴者も含めて、町長、あなたの立場について、あなたはどの時点で自分が容疑者だと思っていますか。きょうは議会の本議場だから、礼を尽くして大久保容疑者なんて言葉は使いません。あなたは、いつの時点で容疑者として扱われているのか、どういう認識があるか、それをお聞きしたい。

次に、個人情報保護法について申し上げます。先ほど国府田議員から、個人情報保護法についてのいわばやりとり、一般の人たちのやりとりもいろいろあったのでありましょう。私は、どの人がどういうことが起きているのか、私にはうかがい知れない。しかし、私も役場の中における情報というものが、町部局が、あるいはまた教育委員会部局が、農業委員会部局が、そこに3つの独立した一つの行政体で八千代は成り立っているわけですが、これらについていわば八千代における一つの中で、今言われた中で、町部局の話に限ってみましょう。国府田議員が言われたように、個人の情報というものが税務課長、町長、副町長にもあえて申し上げておきましょう。このお三方から聞きたい。個人情報が八千代町民の、ここにいる議員の個人の秘密も含めて漏らしたことはあるかないのか。もしあったとすれば、町長、あなたの口からもし出たとすれば、あなたは職を辞する覚悟はありますか。もし漏れていないとって、実際漏れたことが事実起こり得たことがあったときは、あなたは職を辞することがありますか。

私は、今回のこの一般質問、また敏夫の野郎が来たのだ。また町長に負けた野郎が、日本で多分私が知る限り、誰も思っていないかもしれないけれども、同じ人間に、あな

たが言うリコールまで入れたのなら、私はあなたと7回戦っているのです、7回。6回負けている。いいでしょうよ。町民の考え方だから。しかし、今回この選挙戦にこの前出たのは、政治的な思惑とか、個人の怨念だとか、そういう問題ではないよ、町長。これだけ恥さらしながらしゃべったり、あるいはまた町の中を歩いているのですよ。あなたをこのまま八千代町の町長として一日でもいられたら、八千代町町民は八千代町はどれだけの損失であるかということをおは訴えたくて、この一般質問の日を待っていたのです。あなたの言葉に遊ばされている暇はないのです。えへらえへら笑いながら、「事実無根ですから」、「付録ですから」。付録で一番あなたは今追及されているのですよ。朝日新聞に出ていたでしょう。強制わいせつは相当処分、検察官の判断に任せますというのが相当処分。しかし、あなたが言う付録といった県迷惑防止条例は、起訴を絶対してくださいよ、厳重処分として県警は送ったのです。でも、あなたはねつ造であり、事実無根を送ったと解釈しているのです。茨城県警本部もなめられたものです。私は、そのことを考えたときに、自分自身の中で今回のこの一般質問、世の中にこういう言葉があります。肉を切らせて骨を断つという言葉があるのです。あなたの個人情報問題、副町長も税務課長も含めて、しっかりと。もし漏らしたならば職を辞してもらいたい。そのことが虚偽の答えであったならば、職を辞してもらいたい。

15分になりましたから、とりあえず今における1回目の質問をこれで終わります。

議長（大久保 武君） 秘書課長。

（秘書課長 谷中 聡君登壇）

秘書課長（谷中 聡君） 13番、大久保敏夫議員の一般質問にお答えを申し上げます。

蒔田行政区の国府田利実前区長の解職の件について、行政区長は役場と行政区とのパイプ役ということで、町政を地域住民に反映させる重要な任務ということで、言いかえますと、町長の政治方針を地域住民に反映させる重要な任務が与えられておりますので、利実氏が町長選挙に立候補した平成27年1月13日付で蒔田行政区長の職を解いた次第であります。

議長（大久保 武君） 税務課長。

（税務課長 野村 勇君登壇）

税務課長（野村 勇君） 13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えいたします。

漏らしたことがあるのかないのかというご質問でございますが、職場内も含めまして、

ありませんという事実を申し上げまして、お答えとさせていただきます。

議長（大久保 武君） 教育長。

（教育長 高橋 昇君登壇）

教育長（高橋 昇君） 13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えします。

1点だけということですので。学校は、地域社会との連携ということでございますので、招待者については学校にお任せしています。問題があれば、相談に乗りながら、最終的には教育委員会の責任ということで考えております。

以上です。

議長（大久保 武君） 副町長。

（副町長 生井光男君登壇）

副町長（生井光男君） 今13番、大久保敏夫議員から私の答弁というようなことでしたが、個人情報保護関係でございますが、議員の情報を漏らしたかというような質問かと私は捉えたわけでございますが、そのような事実は一切ありません。八千代町の個人情報保護条例によりますと、町が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の保護を図り、もって個人の権利及び利益の侵害を未然に防止し、個人の尊厳の確保と町民の基本的人権の擁護に資することを目的とするというような目的があるわけでございます。したがって、議員さんの情報は、私は何も知り得ていませんので、議員さんが自分でパンフレットとか何かで配っているものについては皆さん知っているかとは思いますが、私から言った覚えは一切ありません。

以上です。

（「全員の議員の話。俺の話じゃねえんだ」と呼ぶ者あり）

副町長（生井光男君） 議員という話なので、そういう話です。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えします。

2つの事件につきましては、現在のところ検察の判断を慎重に見守っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、行政正副区長についてでございますが、蒔田行政区長及び副区長の現在

空席になっている件につきましては、先ほど国府田利明議員の一般質問に答えたとおりでございます。私といたしましては、地域住民の総意による行政区長、副区長を町に推薦いただければ、早急に行政区長及び副区長の委嘱をしたいと考えております。国府田利明議員が新区長になる予定と聞いておりますので、皆さん方のご理解、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、個人情報保護法についてでございますが、役場内のセキュリティー対策等につきましては、先ほど税務課長からもありましたとおり、個人情報保護に関する私の考えを述べた後、議員の質問にお答えいたします。

私は、住民の個人情報や行政情報等、厳重管理が必要な情報資産をお預かりしている立場であります。これらの情報資産につきましては、町民のプライバシーの保護とともに、専ら安全かつ継続的な住民サービスを提供するためのみ使用されるべきであると重く受けとめて、自覚しております。当町が、情報処理システム運用を委託しているところの株式会社TKCは、全国レベルの高度なセキュリティー対策技術を持つとともに、併せて職員については情報セキュリティーハンドブックや八千代町情報セキュリティーポリシーの策定により、組織的な情報保護対策を講じているところであります。したがって、職場内において守秘義務等法令遵守を強く求めていることから、議員ご指摘の職場内の守秘義務においては守り切れているものと認識しておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上であります。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 再質問させていただきます。余りでかい声を出すので、のどが渇いて。

ただいまの話の中で、4つの項目についてお話をいただきました。1つにおける強制わいせつ、県迷惑防止条例、これについては検察に委ねてあるのだというふうなことでございます。町長、世の中にこういうのがあるのです。道義的とか、道徳心とか、普通だとか、常識というのがあるのです。それを間違っているときには、あなたは間違っているという話があるのです。間違っているものは注意すればわかるのです。あなたは勘違いしているのです。そろばんと同じで、繰り上げるところを同じ繰り上げをしていく

から、他人がやればすぐ直るやつをあなたは直らないのです。八千代町町民は、その中にみんな組み込まれてきてしまっているのです。書いてきましたけれども、書かなくても、読まなくても言えることがあるのが七、八つあります。いいですか。八千代町町民は、これになれてしまっているのです。あなたが宴席でいろいろもみさわった。町会議員も、我々も目撃している。コンパニオンだから。しょうがない、くせだから。くせと病気はどう違うのだと言ったら、くせは治らないのだと。病気は医者へかかれば治るのだ。我々議員もそれを見逃してきたことにも大きな責任があるのですよ。

今までの歴史の中でやってきて、あなたのためにどれだけ八千代町の損失が起きているかわかりますか。ヤマダイニュータッチは、八千代にはもういられないといって、坂東市へ今度逃げ出しますよ。日野自動車も、この前八千代で議決した調整区域を解いた工業専用地域としての一つの許可を八千代町が与えた8.3町ぶりは、あの中に我々はいろんな保養施設等の中に日野自動車の工業高等学校が含まれていると私は信じて、それをオーケーした。違うのですよ、町長。日野自動車は知事に申し込んだのです。八千代町ではイメージが悪過ぎるから、テレビ、新聞等で余りにもイメージを悪くし過ぎたから、名崎のほうがいい。古河市へ移らせてくださいといって申し込んだのです。渡りに船なのですよ、古河は。名崎小学校を三和東中のほうへ中身を持って行って、あそこを小中一貫校にするのですよ、あそこ。名崎小学校があくのです。だから、日野古河学園と名づけられるそうです。八千代では、生徒が集まらないというのですよ、八千代という名前を入れたのでは。だから、私どもは向こうへ逃げ出しますと書いて申し込みがあったのです。常識がおかしくなっているでしょう。

八千代一中が立派にできました。しかし、死亡事故が1件起こされた。それは新聞でも取り沙汰された。指名停止ぐらいかかるのか。1カ月でも30日でも1週間でもあれしると言ったら、八千代町は指名停止をしなかった。県の関係者はしたかったのだけれども、当該における市町村における事件について、市町村が指名停止をかけない限り、県ではかけられないので、だめなのだ。上意下達、逆もありますよ。うちのほうで指名停止しようと思っても、県の事業について死亡事故が何しようがあれした場合には、でも指名停止がないときには、八千代町では指名停止できないと、そういうことになったのです。あろうことか、死亡事故を起こしたその業者が、今東中において。私は議会にいなかったからわからないけれども、その業者がまた全く同じメンバーが悠々と、何のおとがめもなく仕事をとった。こういうことをあなたは許されると思っているのです。

いろいろな問題が町にあふれている。秘書課長、よく聞いておいてください。あなたに皆さんが言っていますよ。町の工事の指名が出る数日間は、グリーンのワーゲンが毎朝来ている。場合によっては、夜あそこから代行で帰っていくときもある。瀬戸井の町民の声ですよ。もしそれが違うのだというならば、私に名誉毀損なり、町長が言う名誉毀損でも何でも訴えてくださいよ。

(何事か発言する者あり)

議長(大久保 武君) 傍聴人の方に申し上げます。

議事進行の妨げになりますので、私語を慎んでください。

13番(大久保敏夫君) 民生委員の問題にしてもそう。政的、政的というのは、政治の政ですよ。その可能性がある民生委員には役場職員に何十回も、20回も数十回も行って、やめろ、やめろをやっていく。だけれども、違う民生委員の会長さんが選挙運動をした。あれは、まあな、会長をやっているのだからしょうがないのだ。そういう話はないでしょうよ。

今までの流れを見て、それを全部八千代町は許されるという感覚が強いのです。あなたの意識の中に、俺は親分だから何でもできるのだという意識があるのです。何でも葬ってきたのだから。何回目かわからないけれども、町長選で大きな選挙違反事件がありましたよ。川西の北のほうで。佐野の料亭で。マイクロバスで行って、一網打尽に捕まりましたよ。だけれども、警察が、検察が、県警本部がそれぞれ起訴に持っていかうとしたら、あっという間に下妻署内の調べた人間が5人も6人もいなくなってしまった。いなくなってしまったのですよ。逃亡したのではないですよ。人事異動で連れていかれてしまったのですよ。それでその話は終わりなのです。それでまかり通ってきた現実がこれなのです。それが全て強制わいせつ、迷惑防止条例も、そんなことしたって、蚊が刺したぐらいな話だから、あははということであなたは来たのです。だから、このようなことを引き起こしてきたのです。

そのことを含めて、強制わいせつ問題についてはあなたが今容疑者なのですよ、はっきり言って。倫理上の問題からいけば、私からすれば政治家は倫理上の問題が大変なのです。三十何年前に下着をとったと言われてうわさされる人ですら、今大臣の座を追われようとしているのですよ。時効になったか。そういう罪は永久的に時効はないのかわからないけれども。やめないで突っ張るのか、それはわからない。しかし、政治家というものは倫理を伴った生き方をしたところで、そこに物事が町民に信頼を、一町会議員

であろうと、町長であろうと、それがあつたのですよ。あなたはよく私人、個人のことだつて、一番前のころ、大里岳史君の質問に一蹴した。私のことなので、質問を控えてもらいたい。違つたでしょうよ。あなたは、365日24時間、_____執行権を持つてゐる公人になるのですよ。角を出れば、もう公人なのです。それを、職員もそうに思つてゐる。職員らもそれでいいのだと思つてゐる。そこを答え方によつては、私はまた違つたことを言ひますけれども、とりあへずそのことをよく頭に置いて、起訴されても、有罪になつても、場合によつては構わないかもしれない。あなたは最高裁まで持つていくと言つたでしょう。そういう例があるから。40年前の農集電話で参議院議員の西村尚治の事件が起きたときの話を引き出して、今ごろ言わないでくださいよ。あなたは町長なのですよ、八千代町の。40年も越えた。全国に誇り得る、あなたの言葉どおりでいけばあるのですよ。それを含めていくと、それをよくお聞きしたい。

守秘義務の違反については、時間がなくなつてきたので、言ひますよ。ねえ、町長、よく耳の穴かっぽじつて、議員さんらもよく聞いてくださいよ。一番大事なことです。私言つたでしょう。肉を切らせて骨を断つつもりで私はここに臨んでゐる。町長、あなたが言うとおつり、私はある民間企業のリース会社に車を借りた法人が、リースで借りたのに、群馬のほうのリース会社から保証人をつけないとだめだといふので、私になりました。1人つけろといふので。その会社がだめになつたので、私に当事者からとれないから、保証人がよこせといふことで、前橋の裁判所から私に対して、議員時代だつたから、口座の仮差し押さえを掛けてきました。140万円です。私はみつももないので、娘のところへ行つて泣きついて、払ひましたよ。私は払つたのです。あつたことか、あなたの口から全く同じことが、「敏ちゃんが、前橋の裁判所から来ちやつたんだよ」、その人が聞いた。140万円。時系列の中で、私が完全な私の個人に対して、あなたはそれを他人に漏らしたのです。漏らした。私の漏らしたのです、私のことを。その町民の人は誰に、何十人、何百人に言つたか、私はまだわかりませんよ。だけれども、私には言つてきた。だから、私は聞ひてゐるのですよ。それが事実ならば、あなたやめてくれますか。そのことがうそなのだつたら、うそでもいいです。うそならば、うそと聞ひておきたいです。私は議員が望むのであれば、テープでも流してあげますよ。相手の著作権の問題もあるから、相手が特定できないように、あなたが前橋の裁判所から、敏ちゃんは仮差し押さえ、口座の差しとめを来たのだ。幾らですかと聞ひたら、140万円だ。ぴったりです。うそならいいのですよ、私は。500万円の話とか、15万円の話とか、仙台裁判所とか、下妻

裁判所というのだったら、私は妥協して、町長のいつもの余興でやったのだらうという話です。どちらなのですか。うそなのなら、証言しますよ。本当ならやめてくださいよ。町長を辞してください。マスコミもこの中に多分いるでしょう。どんな痛みでも私は受けますよ。言ったでしょう。自分の大恥をさらす。肉を切らせて、私はあなたを、八千代町の町民がもう町長としての座からおりない限り、八千代町は幸せになれないのですよ。

小中学校の入学式に行こうが、運動会で何をしようが、助平おやじが来た、汚らわしい。それを言うのですよ、子供らは私に。うちの子どもなんかいい。うちには孫がないから。よく挨拶している。では、町長、私みたいな立派な男になってくださいと言うのですか、挨拶。これが八千代町に全部みんなしてふたしているから、議員さんらもそう。このまま波風立たないほうがいいだろう。不信任案かけるか、かけないか。かけて可決したら、あなたに解散させられたら、また選挙やらなくてはならないという気持ちもあるのですよ。そういう八千代町の現状を考えたとき、あなたは潔く身を引くべきです。それは、あなたに対する晩節を汚さない生き方を政治家は。私も26歳から41年間やってきて、こういう町政に行き会ったことはありません。

副町長、最後に聞きますから、あなたもこれ答えてください。12月の7日に首相官邸にあなたは行った。8日の新聞に、私も持っていますよ、ここに。写っているの。晴れがましく。いろんな市長から電話がかかってきましたよ。八千代町は、何で副町長が来たのだ。副町長が来るのだったら来ないほうがいい。そうやって言われましたよ。何であなたが行くことになったのですか。それを答えてください。政治をもてあそんではいけませんよ。このことを町長、副町長にだけお聞きをして、また考え方によっては再質問させていただきます。

議長（大久保 武君） 副町長。

（何事か発言する者あり）

議長（大久保 武君） 静かにしてください。

（副町長 生井光男君登壇）

副町長（生井光男君） 13番、大久保敏夫議員の再質問にお答えいたします。

12月7日に安倍総理に首相官邸に行って、私行きました。あなたでは来ないほうが良いと言った首長さんは誰もいません。行った理由は、町長のほうで理由があるからというようなことで秘書のほうから言われたので、私はその日はあいていたので、八千代町

の議長、水垣議長と行った事実がございます。ちょっとさっき副町長は来ないほうがいいということは、私全然、どの首長さんにも挨拶しましたけれども、そういうことはありませんでしたので。

議長（大久保 武君） 町長。

（何事か発言する者あり）

議長（大久保 武君） 退場してください。やじ飛ばした人。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 13番、大久保議員の再質問にお答えいたします。

この質問は、通告のようでございますが、いろいろ関連してほかへ移ったようでございますが、私もただなっただけではございませんで、1月に町民の支持を得まして、大差でなっただけでございますので、現在の告訴問題等につきましても何回か申したとおり、判断を司法のほうへいっておりますので、慎重に見守っていただきたいと思っております。

そのほかいろいろリース会社等もありましたが、そういうことを言った覚えも、漏えいしたこともございませんで、ご理解いただきたいと思っております。

議長（大久保 武君） 再々質問ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 再々質問いたします。時間も限られてきましたので。

今ありましたけれども、教育長、さっきのやつ、そのままになっているので、私申し上げます。学校長が町会議員、多分大久保司町長も来賓だと思います。主催者ではないでしょう。学校が、いかなる事件やいかなる事柄の立場であっても、容疑者たる一つの背景をしょった人を、これから八千代町は、我々町会議員も含め、教育者関係も含めて、そういう立場の人たちもちゃんと招待してくれるのですか。あなたがみずから小中の校長に、町長に対しても、容疑者に対しても、出席は要請しないようにというように、あなたが指導する立場ではないですか。くそもみそも一緒にしないでくださいよ。その件について、私の考え方が間違っているのか。いや、殺人であろうが、こそ泥であろうが、容疑者でも何でもその立場にある人は招待するべきだということであれば、それはそれでいいですよ。あなたの指導が足りなかったのか。いや、このままでいいのですよ、立派なものですよというのか、その答えをしてください。

副町長、あなたが今言われた現場で、ああ、そういうことで来られないのかとみんな

思っているのです。何の用だったのかわからない。用事があった。いや、親の死ぬ生きでもあれば別だよ。そうではなくて、よその首長はみんな本当に死ぬよと大変なことが起きていても、みんな合わせて、12月の7日に合わせて、この県西地方を救うために直訴に行ったのだそうです。あなたは私に対して、副町長では来ないほうがいいと言った人はいないと。そういうことを言うばかはいないでしょうよ、物の常識で。その辺を何でも通る、対外的にもそういうことを見せつけているから、八千代はもうたくさんだという話になってしまうのです。

町長、一貫して、あなたは今の立場における容疑者の立場が、検察の出方を見ているのだと。あなたには、道義的とか、倫理的にとか、常識的などという言葉の中で図ることはあなたにはできないのですか。法的に保護されればいいという話なのですか。法的に出たものについては、起訴されれば起訴されたで、また戦っていくからいいやと、そういう話なのですか。法において物事が進められたときに、町長、けさ水口のあるうちへ7時前に行ってお会いしてきました。そのうちの娘は、中学校3年のときに、15歳のときに八千代町の民生委員に強姦されて、三和中学校へ行って、それでもつきまとわれて、12年の8月3日に茨城県警から婦警さんや何か来て処置して、友部の病院に処置するようにやっていった。その家族の訴えは退けられた。あなたにも頼んだのだけれどもと言っていましたよ。あなたにも頼んだのだけれども。でも、町長がついているからだめなのだよ。その女の子は、19年の7月13日に首をつって、友部の病院で死んだのです。

あなたが町長選初めて出たときに、平塚の土建屋と瀬戸井の設備屋と、あなたが何回もお茶飲みに行ったところでしょう。物事の言葉を町長ね、遊んではいけませんよ。一つだけですよ、私が聞きたいのは。本丸はここだけなのです。私のことを誰かに漏らしたことがあるのかないのか。「敏ちゃんもよ、来たのだよ」、「えっ」、「前橋の裁判所からよ。仮差し押さえだよ。口座、押さえなくちゃなんないのかな」。そして、きわめつきは、140万円なのだ。140万円、私払いましたよ。それは、先ほどあなた言ったでしょう。役場職員の管理職も含めて、その人らが漏らしていたらあなたはかばうかもしれない。あなたが総帥の、親分と自分で名乗る、親分という名乗るあなたが個人情報。ということ、だだ漏れしているということよ、あなたのことは。ここにいる議員さんらが幾ら借金しているか。事業をやっているれば、誰がどこの信用金庫から、どこの銀行から借金しているか、全部あなたは言える立場にあるのですよ。自治金融には、町長や商工会長や、それに類する人たちがまわるでしょう。あなたがそういうことをしていたのでは、

誰も自治金融なんか借りないですよ。そんな恐ろしいことが八千代町はまかり通っているのです。

まだ我慢していた。これ議員さんらに今言ってみろ。怒濤のようにあなたの裏の話が出ますよ。ある動画も見せてもらいましたよ、あるところで。議員さんとコンパニオンさんでやって、あなたがコンパニオンの胸に手を入れている。誰が何と言ったと思います。町長は見られると興奮するのだから、もっとやってやれ。動画だから大丈夫ですよ。もしあれだったら、議員さんらが見せてくれと言うのなら見せますから、私は。前橋の裁判所の問題もここにテープがあるのですよ。流せというのなら流しますよ、今。議員としても私も自分なりの自制心は持っていますから。しかし、その前にあなたがちゃんと認めて、職を辞するのが。八千代町町民を助けてくださいよ。あなたがいなくなることによって、子どもたちも立派な八千代町だと言えるのですよ。ここにいる人たちは、議員も含めて、区長も含めて、旅行行った先で、あの八千代町かと言って、あははと笑われて通り過ぎていくのですよ。あなたの耳には聞こえてこないでしょう。親分になったのだから。誰も入れないですよ、耳に。そういうことを議員さんらみんな知っている。あなたを擁護する与党というのか、野党というのか、俺はわからないよ、そんなの。だけれども、現実には起きていることは誰も平等ですよ。これがうそだというのなら、ここにいる議員さん13人の人が言うでしょう。大久保、それは言い過ぎだ。言い過ぎではないでしょう。本当の話だもの。議員さんらだって、まだ当選したばかりの増田さんだって、その人格の中で生きていますはずですよ。あなた繰り返して言ったでしょう。そんなことありませんと。議員さんも聞いたでしょう。傍聴者も聞いたでしょう。職員らも聞いていたろう。では、そのテープが流れたらどうする。リコールだの、議会議員が辞職勧告案だの、そういうそんなこそくのぐっとまた手前の中にあなたの政治に対するいわば倫理観と、そういうものがちゃんと存在しなければ。八千代町に出ていった人たちは帰ってこないですよ。うちの嫁が来たがらないのだ、あの八千代町では汚らしくて行けない。言っているのです。これだけは届けてくれと言われたのですよ、私はその人に。若者がみんな出ていってしまうというのです。日野自動車は、八千代町にはもう駐車場ぐらいしかつけれないなと言ったそうです。これ以上、八千代町町民に、八千代町に損失を与えないでくださいよ。迷惑をかけないでくださいよ。あなたは何回も私が選挙であれしたから、俺のほうが優秀だから、町長を俺と取りかえっこしろと、そういうふうになっていると思って。冗談ではない。そんなに固執している私の頭の中にはないですよ。

八千代の町民を救うために私は。あなたも救ってくださいよ、八千代町を。晩節を汚さないでください。3代にわたった、おじちゃんから、一緒に私もやった謹老さんから、3代にわたって政治家を、八千代町の町政を担ってきたのではないですか。あなたが一番自分の身を知っているのではないですか。最後にもう一回答えてください。時間もう一分ありますから。

終わります。

議長（大久保 武君） 教育長。

（教育長 高橋 昇君登壇）

教育長（高橋 昇君） 13番、大久保敏夫議員の再々質問にお答えします。

町長は、町の主権者でありますので、従来どおりお願いします。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 大久保敏夫議員の再々質問に答弁します。

いろいろ問題点を並べられましたが、1つだけ、これだけは。流出、前橋の流出、秘密漏えいはしておりませんので、それは町長、辞職するのかなんて。私としてもあと3年猶予ありますので、八千代町民のために最後の奉仕をしていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

議長（大久保 武君） 以上で13番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） はい。

（「答えになってないんだよ」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 発言時間も終了しましたので。

（何事か発言する者あり）

議長（大久保 武君） 以上で本定例会に通告されました一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

日程第2 休会の件

議長（大久保 武君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす19日から20日までは休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、あす19日から20日までは休会と決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

議長（大久保 武君） 次会は、21日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 零時46分）